⑹　デジタル放送の標準方式第３章、第３章の２及び第３章の３に定める放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が８kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第４号の８の８に規定する値を準用する。

［⑺　略］

［６～70　略］

［別表第四号～別表第六号　略］

［別図第一号～別図第四号の八の五　略］

別図第四号の八の六　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲（第37条の27の16第１項及び第37条の27の19第１項関係）

［図略］

別図第四号の八の七　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差（第37条の27の16第２項及び第37条の27の19第２項関係）

［図略］

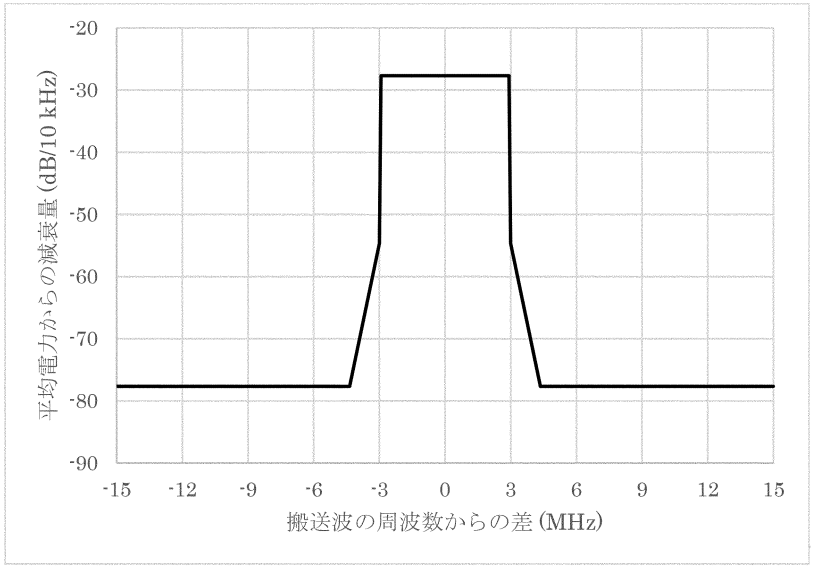
別図第四号の八の八　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第37条の27の10第２項関係）

１　デジタル放送の標準方式第３章及び第３章の３に定める放送を行う地上基幹放送局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲

［図略］

［表略］

２　デジタル放送の標準方式第３章の２に定める放送を行う地上基幹放送局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲



⑹　デジタル放送の標準方式第３章に定める放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が８kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第４号の８の８に規定する値を準用する。

［⑺　同左］

［６～70　同左］

［別表第四号～別表第六号　同左］

［別図第一号～別図第四号の八の五　同左］

別図第四号の八の六　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲（第37条の27の10第１項、第37条の27の16第１項及び第37条の27の19第１項関係）

［図同左］

別図第四号の八の七　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差（第37条の27の10第２項、第37条の27の16第２項及び第37条の27の19第２項関係）

［図同左］

別図第四号の八の八　搬送波の変調スペクトルの許容範囲（第37条の27の10第４項関係）

［新設］

［図同左］

［表同左］

［新設］